

平成二十八年四月五日受領
答弁第一一六号

内閣衆質一九〇第二一六号

平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出会計検査院の業務遂行と特定秘密の保護に関する法律の整合性に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出会計検査院の業務遂行と特定秘密の保護に関する法律の整合性に関する質

問に対する答弁書

一について

会計検査院が特定秘密の提供を受けて検査した事項に関する検査報告の記述は、特定秘密に該当する情報を明示しない方法により情報を整理するなどして、特定秘密の漏えいとならないように行われるものと考えており、お尋ねの「本法第七章で規定する罰則の対象となる」ことは想定されない。